県　章

滋賀県公報

令和７年（2025年）
２　月　１４　日
第　５８８　号
金　曜　日

毎週火・金曜　２回発行

目　　次　（※印は、県例規集に登載するもの）

○　規　　則
※生活保護法施行細則および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則（健康福祉政策課）..... 1
※滋賀県建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築課）..... 6
○　告　　示
三上・田上・信楽県立自然公園の公園事業の一部決定（自然環境保全課）..... 6
鳥獣捕獲等事業の認定の取消し（自然環境保全課）..... 6
生活保護法による医療担当機関の廃止の届出（健康福祉政策課）..... 6
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）..... 7
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）..... 7
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）..... 7
道路区域の変更（道路保全課）..... 8
道路の供用開始（道路保全課）..... 9
○　公　　告
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）..... 9
公共測量終了公告（監理課）..... 9
大津湖南都市計画道路事業の公告（都市計画課）..... 10
○　環境事務所告示
土壌汚染対策法による要措置区域の指定（南部）..... 10
土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（南部）..... 10
○　健康福祉事務所告示
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（湖東）..... 10
○　土木事務所公告
道路の指定公告（甲賀）..... 11
○　公安委員会公告
猟銃等講習会開催公告（生活安全企画課）..... 11
技能講習開催公告（生活安全企画課）..... 13
○　収用委員会訓令
※滋賀県収用委員会運営規程の一部改正..... 16
○　企　業　庁　公　告
一般競争入札の公告..... 17

規　　則

生活保護法施行細則および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年２月14日

滋賀県知事　三日月　大　造

滋賀県規則第２号

生活保護法施行細則および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（生活保護法施行細則の一部改正）

第１条　生活保護法施行細則（昭和41年滋賀県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別記様式第65号の２を次のように改める。

様式第65号の２（第25条関係）

生活保護法指定介護機関指定申請書

生活保護法第54条の２第１項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

名称				
所在地				
連絡先	電話番号		ＦＡＸ番号	
管理者氏名				
医療機関コード等				

施設または実施する事業の種類（申請するサービスの右枠内に○をつけてください）			事業等開始（予定）年月日	既指定の年月日	介護保険法の指定を受けている事業者等	
					指定等年月日	介護保険事業所番号
居宅介護	訪問介護					
	訪問入浴介護					
	訪問看護					
	訪問リハビリテーション					
	居宅療養管理指導					
	通所介護					
	通所リハビリテーション					
	短期入所生活介護※２					
	短期入所療養介護※２					
	特定施設入居者生活介護※１					
	福祉用具貸与					
	特定福祉用具販売					
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
	夜間対応型訪問介護					
	地域密着型通所介護					
	認知症対応型通所介護					
	小規模多機能型居宅介護					
	認知症対応型共同生活介護※１					
	地域密着型特定施設入居者生活介護※１					
	看護小規模多機能型居宅介護					
居宅介護支援事業						
施設介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※２					
	介護老人福祉施設※２					
	介護老人保健施設※２					
	介護医療院※２					
介護予防	介護予防訪問入浴介護					
	介護予防訪問看護					
	介護予防訪問リハビリテーション					
	介護予防居宅療養管理指導					
	介護予防通所リハビリテーション					
	介護予防短期入所生活介護※２					
	介護予防短期入所療養介護※２					
	介護予防特定施設入居者生活介護※１					
	介護予防福祉用具貸与					
	特定介護予防福祉用具販売					
	介護予防認知症対応型通所介護					
	介護予防小規模多機能型居宅介護					
	介護予防認知症対応型共同生活介護※１					
介護予防支援事業						
介護予防・日常生活支援	訪問型サービス					
	通所型サービス					
	その他の生活支援サービス					
	介護予防ケアマネジメント					

介護サービス費以外に必要な利用料の額（※１、※２の場合にそれぞれ記入）	※１　入居に係る利用料 家賃　　円／月　　敷金等　　円／月 ※２　居室の種類（　　） 居住費・滞在費　　円／月　　食費　　円／月

年　　月　　日

（宛先）
滋賀県知事

住所
申請者
氏名

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正）

第２条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年滋賀県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別記様式第65号を次のように改める。

様式第65号（第25条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第４項においてその例によるものとされる生活保護法指定介護機関指定申請書

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第４項においてその例によるものとされる生活保護法第54条の２第１項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

名称				
所在地				
連絡先	電話番号		ＦＡＸ番号	
管理者氏名				
医療機関コード等				

施設または実施する事業の種類（申請するサービスの右枠内に○をつけてください）		事業等開始（予定）年月日	既指定の年月日	介護保険法の指定を受けている事業者等	
				指定等年月日	介護保険事業所番号
居宅介護	訪問介護				
	訪問入浴介護				
	訪問看護				
	訪問リハビリテーション				
	居宅療養管理指導				
	通所介護				
	通所リハビリテーション				
	短期入所生活介護※２				
	短期入所療養介護※２				
	特定施設入居者生活介護※１				
	福祉用具貸与				
	特定福祉用具販売				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
	夜間対応型訪問介護				
	地域密着型通所介護				
	認知症対応型通所介護				
	小規模多機能型居宅介護				
	認知症対応型共同生活介護※１				
	地域密着型特定施設入居者生活介護※１				
	看護小規模多機能型居宅介護				
居宅介護支援事業					
施設介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※２				
	介護老人福祉施設※２				
	介護老人保健施設※２				
	介護医療院※２				
介護予防	介護予防訪問入浴介護				
	介護予防訪問看護				
	介護予防訪問リハビリテーション				
	介護予防居宅療養管理指導				
	介護予防通所リハビリテーション				
	介護予防短期入所生活介護※２				
	介護予防短期入所療養介護※２				
	介護予防特定施設入居者生活介護※１				
	介護予防福祉用具貸与				
	特定介護予防福祉用具販売				
	介護予防認知症対応型通所介護				
	介護予防小規模多機能型居宅介護				
	介護予防認知症対応型共同生活介護※１				
介護予防支援事業					
介護予防・日常生活支援	訪問型サービス				
	通所型サービス				
	その他の生活支援サービス				
	介護予防ケアマネジメント				

介護サービス費以外に必要な利用料の額（※１、※２の場合にそれぞれ記入）	※１　入居に係る利用料 家賃　　円／月　　敷金等　　円／月
	※２　居室の種類（　　） 居住費・滞在費　　円／月　　食費　　円／月

年　　月　　日

（宛先）
滋賀県知事

住所
申請者
氏名

付　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際現にある第１条の規定による改正前の生活保護法施行細則別記様式第65号の２および第２条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則別記様式第65号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年２月14日

滋賀県知事　三　日　月　大　造

滋賀県規則第３号

滋賀県建築士法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県建築士法施行細則（昭和31年滋賀県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号中「、生年月日および性別」を削る。

第31条第２項中「登録証明書」を「登録済証明書」に改める。

付　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

告　示

滋賀県告示第57号

滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）第10条第１項の規定に基づき、三上・田上・信楽県立自然公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第２項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

この公園事業の位置を表示した図面は、省略し、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和７年２月14日

滋賀県知事　三　日　月　大　造

集団施設地区

事業の名称および種類	位　置
希望が丘集団施設地区　宿舎事業	竜王町薬師
希望が丘集団施設地区　野営場事業	野洲市大篠原および竜王町薬師
希望が丘集団施設地区　運動場事業	野洲市北桜および辻町ならびに湖南市菩提寺

滋賀県告示第58号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の10第２項の規定により鳥獣捕獲等事業の認定の全部を取り消したので、同条第３項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和７年２月14日

滋賀県知事　三　日　月　大　造

１　認定を取り消した鳥獣捕獲等事業者の名称および住所ならびに代表者の氏名　特定非営利活動法人湖北有害鳥獣対策協議会　長浜市木之本町田部567番地　押谷憲雄

２　認定の取消しをした年月日　令和７年１月23日

３　認定の取消しの理由　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の４第２号に該当することとなったため。

滋賀県告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき医療扶助のための医療担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和７年２月14日

滋賀県知事　三　日　月　大　造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	廃止年月日
キクヤ調剤薬局愛知川店	有限会社ハヤシデラ 代表取締役　瀬川安紀子	愛知郡愛荘町愛知川1535－４	令和６.12.１

滋賀県告示第60号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の５の３第１項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和７年２月14日

滋賀県知事　　三日月　　大　　造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
にじいろぱれっと八日市	東近江市八日市清水三丁目１番19－１号	株式会社ＣＯＮＹＣＯＮＹ	大阪府大阪市淀川区宮原１－19－23－825	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和７.２.１	2550500264

滋賀県告示第61号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和７年２月14日

滋賀県知事　　三日月　　大　　造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
就労支援センターひまわり	草津市大路１－11－16　２階	株式会社アーガマ	栗東市小柿８－３－19	就労継続支援Ｂ型	令和７.２.１	2510601152

滋賀県告示第62号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和７年２月14日

滋賀県知事　　三日月　　大　　造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
草津たにもと脳神経外科クリニック	栗東市小柿七丁目１番３号	病院・診療所	谷　本　匡　浩	令和７.１.１
訪問看護ステーションよりみち	栗東市川辺620井口ハイツ１号	訪問看護	－	令和７.１.１
レークケア薬局	甲賀市甲南町深川2176	薬局	大　井　秀　人	令和７.１.１
ユタカ薬局米原下多良	米原市下多良二丁目56	薬局	横　関　　亮	令和７.１.１

滋賀県告示第63号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和７年２月14日

滋賀県知事　　三日月　　大　　造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援	名称	所在地	医療の	医師等の氏名	指定年月日

医療の種類			種　類		
育成医療・更生医療	滋賀県立総合病院	守山市守山五丁目４番30号	病院・診療所	山　名　隆　幸	令和７．１．１
育成医療・更生医療	訪問看護ステーションよりみち	栗東市川辺620井口ハイツ１号	訪問看護	－	令和７．１．１
育成医療・更生医療	レークケア薬局	甲賀市甲南町深川2176	薬局	大　井　秀　人	令和７．１．１
育成医療・更生医療	ユタカ薬局米原下多良	米原市下多良二丁目56	薬局	横　関　　亮	令和７．１．１

滋賀県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和７年２月14日から令和７年２月28日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和７年２月14日

滋賀県知事　三日月　大　造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	水谷彦根線	彦根市鳥居本町字笹木2197番１地先から 彦根市鳥居本町字笹木2207番１地先まで	変更後	最小 10.3m ～ 最大 10.5m	26.4m	道路法第24条工事に伴う道路区域の変更
			変更前	最小 8.8m ～ 最大 8.9m	26.4m	
	大津能登川長浜線	東近江市今町字尺町483番１地先から 東近江市今町字海老田461番１地先まで	変更後	最小 11.9m ～ 最大 23.7m	130.0m	道路改良工事（交差点改良）に伴う道路区域の変更
			変更前	最小 9.2m ～ 最大 10.6m	130.0m	
	福堂今線	東近江市今町字海老田478番４地先から 東近江市今町字海老田477番１地先まで	変更後	最小 10.4m ～ 最大 24.6m	7.0m	道路改良工事（交差点改良）に伴う道路区域の変更（重用）大津能登川長浜線 Ｌ＝7.0m
			変更前	最小 10.4m ～ 最大	7.0m	

				15.0m		
	佐生今線	東近江市今町字御屋敷428番地先から 東近江市今町字御屋敷428番２地先まで	変更後	最小 6.0m 〜 最大 22.2m	24.4m	道路改良工事（交差点改良）に伴う道路区域の変更（重用） 大津能登川長浜線 Ｌ＝9.0m
			変更前	最小 6.0m 〜 最大 9.5m	24.4m	

滋賀県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和７年２月14日から令和７年２月28日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和７年２月14日

滋賀県知事　　三日月　　大　　造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
水谷彦根線	彦根市鳥居本町字笹木2197番１地先から 彦根市鳥居本町字笹木2207番１地先まで	令和７．２．14 ９時	Ｌ＝26.4m

公　　告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第５条第１項第１号および第２号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和７年２月14日

滋賀県知事　　三日月　　大　　造

１　大規模小売店舗の名称および所在地　アヤハディオ守山店　守山市金森町字前石ナ田562番の一部　ほか９筆

２　変更した事項　大規模小売店舗の名称

⑴　変更前　（仮称）アヤハディオ新守山店

⑵　変更後　アヤハディオ守山店

３　変更年月日　令和７年１月23日

４　変更の理由　店舗名称が決定したため

５　届出年月日　令和７年１月29日

６　届出書類の縦覧場所および縦覧期間

⑴　縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室　大津市京町四丁目１番１号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課　大津市京町四丁目１番１号

守山市都市経済部商工観光課　守山市吉身二丁目５番22号

⑵　縦覧期間　令和７年２月14日から令和７年６月16日まで

７　意見書の提出期限および提出先

⑴　提出期限　令和７年６月16日

⑵　提出先　滋賀県商工観光労働部中小企業支援課　大津市京町四丁目１番１号

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事　三日月　大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和７年２月14日

滋賀県知事　三日月　大　造

１　作業の種類　公共測量（基準点測量）
２　作業の地域　高島市安曇川町長尾、安曇川町上古賀
３　作業の終了日　令和７年１月17日

大津湖南都市計画道路事業の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定に基づき令和７年１月28日付け近畿地方整備局告示第３号で近畿地方整備局長の認可を受けた大津湖南都市計画道路事業を同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年２月14日

滋賀県知事　三日月　大　造

１　都市計画事業の種類および名称　大津湖南都市計画道路事業３・４・46号比叡辻日吉線および３・３・22号浜大津堅田線
２　施行者の名称　滋賀県
３　事務所の所在地　大津市松本一丁目２－１　滋賀県大津土木事務所
４　事業地
⑴　収用の部分　令和５年近畿地方整備局告示第130号の事業地のうち下阪本六丁目において事業地を変更する。
⑵　使用の部分　変更なし

環　境　事　務　所　告　示

滋賀県南部環境事務所告示第２号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第６条第１項の規定により、要措置区域を次のとおり指定する。

令和７年２月14日

滋賀県南部環境事務所長　卯田　隆

１　指定する区域の所在地　次に示す土地の一部の区域　野洲市野洲字川原端844番１、860番、860番３、860番４、860番５
２　指定する区域の表示　次の図のとおり
３　土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第１項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類　砒素およびその化合物、ふっ素およびその化合物
４　土壌含有量基準（規則第31条第２項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類　なし
５　講ずべき指示措置　地下水の水質の測定
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

滋賀県南部環境事務所告示第３号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和７年２月14日

滋賀県南部環境事務所長　卯田　隆

１　指定する区域の所在地　次に示す土地の一部の区域　野洲市野洲字川原端860番
２　指定する区域の表示　次の図のとおり
３　土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第１項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類　水銀およびその化合物
４　土壌含有量基準（規則第31条第２項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類　水銀およびその化合物、鉛およびその化合物
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

健　康　福　祉　事　務　所　告　示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第１号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第１項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和７年２月14日

滋賀県湖東健康福祉事務所長　　平　　野　　雅　　穏

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーションハート	彦根市地蔵町166－３－３	合同会社ライフロード 代表社員　髙田雄基	彦根市野田山町900番地13	訪問看護 介護予防訪問看護	令和７．２．１	2560290336

土　木　事　務　所　公　告

道路の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第４号の規定による道路として、次のとおり指定した。

この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県甲賀土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

令和７年２月14日

滋賀県甲賀土木事務所長　　廣　　田　　良　　源

指定道路の位置	指定道路の延長	指定道路の幅員	指定年月日
栗東市坊袋字西浦127－１の一部、127－２の一部、127－６、128－２の一部、128－３、129－２の一部、129－３、134－２、135－２、135－３ 栗東市坊袋字杉ノ木199－２の一部、200の一部	120.0m	最小幅員 7.3m 最大幅員 9.4m	令和７．２．７

公　安　委　員　会　公　告

猟銃等講習会開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第５条の３第１項の規定により、令和７年度（上半期）の猟銃等講習会を次のとおり開催する。

令和７年２月14日

滋賀県公安委員会委員長　　髙　　橋　　啓　　子

１　受講対象者

⑴　初心者講習会　滋賀県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第４条第１項第１号の規定により猟銃または空気銃（以下「猟銃等」という。）の所持許可を受けようとするもの（現に猟銃等の所持許可を受けている者ならびに⑵イおよびウに掲げる者を除く。）

⑵　経験者講習会　滋賀県内に住所を有する者で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア　現に猟銃等の所持許可を受けている者であって、法第４条第１項第１号の規定により新たに他の猟銃等の所持許可を受けようとするものまたは法第７条の３第２項の規定による猟銃等の許可の更新を受けようとするもの（法第９条の３第１項に規定する射撃指導員および許可または更新の申請の際有効な講習修了証明書を所持する者を除く。）

イ　法第４条第１項第１号の規定により猟銃等の所持許可を受けようとする者のうち、海外旅行、災害等法令で規定するやむを得ない事情により猟銃等の許可更新を受けることができなかった者で、当該事情がやんだ日から起算して１月を経過しないもの

ウ　法第４条第１項第１号の規定により猟銃等の所持許可を受けようとする者のうち、災害により許可済猟銃等を亡失し、または滅失した者で、当該許可猟銃等の所持許可が効力を失った日（当該災害によるやむを得ない事情により、同号の規定による所持許可を受けることができなかった者にあっては、当該事情がやんだ日）から起算して１月を経過しないもの

２　講習会の日時、場所および定員

⑴　初心者講習会　別表１のとおり

⑵　経験者講習会　別表２のとおり

３　講習科目等および時間

⑴　初心者講習会

猟銃および空気銃の所持に関する法令　３時間

猟銃および空気銃の使用、保管等の取扱い　２時間

筆記による考査　１時間

⑵　経験者講習会

猟銃および空気銃の所持に関する法令　２時間

猟銃および空気銃の使用、保管等の取扱い　１時間

４　講習修了証明書の交付

⑴　初心者講習会　講習終了後、考査の結果、得点が45点以上（50点満点）の者に対して講習修了証明書を交付する。

⑵　経験者講習会　受講者に対しては、講習修了証明書を交付する。

５　受講の申込み　受講を希望する者は、講習開催日の１週間前までに、所定の受講申込書に写真（提出前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

６　手数料　受講申込みをするときに、次に掲げる額の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。

⑴　初心者講習会　6,900円

⑵　経験者講習会　3,000円

７　初心者講習会考査結果の提供　初心者講習会の考査結果については、考査の受験者本人に限り、口頭によりその得点に係る情報の提供を受けることができる。ただし、電話による考査結果の提供は受け付けない。

⑴　提供の方法　考査結果の提供を希望する場合は、受験者本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、⑵の期間中午前９時から午後５時までの間に、⑶の場所において行う。

⑵　受付期間　合格発表の日から１月間（土曜日、日曜日および祝日を除く。ただし、考査実施の当日については、この限りでない。）

⑶　提供の場所　考査実施の当日は当該考査実施の場所とし、考査実施の日の翌日からは滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課とする。

８　注意事項

⑴　受付期間内であっても、受講申込人員が定員に達した場合は受付を締め切る。

⑵　講習日における遅刻および早退は認めない。

⑶　受講者は、講習当日、筆記具を持参すること。

⑷　各講習会開催時期の情勢により中止し、または日時、場所および受講定員を変更することがある。

別表１

初　心　者　講　習　会　日　程　表

（令和７年度　上半期）

年　月　日	講　習　時　間	講　習　場　所	定員
令和７年５月10日(土)	９時30分から17時まで	滋賀県警察本部 大津市打出浜１番10号	40人
令和７年７月16日(水)	９時30分から17時まで	米原警察署 米原市米原1092番地	30人
令和７年９月17日(水)	９時30分から17時まで	滋賀県警察本部 大津市打出浜１番10号	40人

別表２

経　験　者　講　習　会　日　程　表

（令和７年度　上半期）

年　月　日	講　習　時　間	講　習　場　所	定員
令和７年４月17日(木)	13時30分から16時30分まで	高島警察署 高島市今津町中沼二丁目４番地	30人
令和７年５月15日(木)	13時30分から16時30分まで	彦根警察署 彦根市古沢町660番地３	30人
令和７年６月12日(木)	13時30分から16時30分まで	守山警察署 守山市金森町494番地	40人
令和７年７月10日(木)	13時30分から16時30分まで	甲賀警察署 甲賀市水口町水口6026番地	40人
令和７年８月６日(水)	13時30分から16時30分まで	米原警察署 米原市米原1092番地	30人
令和７年９月20日(土)	13時30分から16時30分まで	滋賀県警察本部 大津市打出浜１番10号	50人

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第５条の５第１項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和７年２月14日

滋賀県公安委員会委員長　　髙　　橋　　啓　　子

１　受講対象者　滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第１号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第８号。以下「規則」という。）第８条第１項のライフル銃等射撃講習（以下「技能講習」という。）を受けようとするもの

２　講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員　別表のとおり

３　技能講習科目および時間

⑴　猟銃の操作

ア　猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

イ　猟銃の点検

ウ　実包の装填および抜出しその他実包の取扱い

エ　射撃の姿勢および動作

⑵　猟銃の射撃　固定標的に対する射撃

⑶　技能講習の時間　おおむね３時間

４　技能講習修了証明書の交付　規則第６条、第８条および第９条に定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習修了証明書を交付する。

５　受講の申込み　受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署に所定の受講申込書１通を提出すること。

６　手数料　受講の申込みをするときに、14,000円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。

７　注意事項

⑴　受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。

⑵　技能講習当日における遅刻および早退は認めない。

⑶　受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包10個（適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証）を持参すること。

⑷　射撃に関する講習に際しては、必要により10回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。

⑸　各講習開催時期の情勢により中止し、または日時、場所もしくは受講定員を変更することがある。

別表

令和７年４月～６月　技能講習日程表

番号	日　時	場　所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日

1	４月18日(金) 午後１時	京都府京都市右京区京北下町山作り 京北綜合射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	３人	４月４日(金)
2	４月25日(金) 午後１時	京都府京都市右京区京北下町山作り 京北綜合射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	３人	４月11日(金)
3	５月23日(金) 午後１時	京都府京都市右京区京北下町山作り 京北綜合射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	３人	５月９日(金)
4	５月30日(金) 午後１時	京都府京都市右京区京北下町山作り 京北綜合射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	３人	５月16日(金)
5	６月20日(金) 午後１時	京都府京都市右京区京北下町山作り 京北綜合射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	３人	６月６日(金)
6	６月27日(金) 午後１時	京都府京都市右京区京北下町山作り 京北綜合射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	３人	６月13日(金)

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第５条の５第１項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和７年２月14日

滋賀県公安委員会委員長　髙　橋　啓　子

１　受講対象者　滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第１号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第８号。以下「規則」という。）第７条第１項の散弾銃射撃講習または第８条第１項のライフル銃等射撃講習（以下これらを「技能講習」という。）を受けようとするもの。

２　講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員　別表のとおり

３　技能講習科目および時間

⑴　猟銃の操作

ア　猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

イ　猟銃の点検

ウ　実包の装填および抜出しその他実包の取扱い

エ　射撃の姿勢および動作

⑵　猟銃の射撃

ア　散弾銃射撃講習　飛しょうする標的に対する射撃

イ　ライフル銃等射撃講習　固定標的に対する射撃

⑶　技能講習の時間　おおむね３時間

４　技能講習修了証明書の交付　規則第６条から第９条までに定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習終了証明書を交付する。

５　受講の申込み　受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署に所定の受講申込書１通を提出すること。

６　手数料　受講の申込みをするときに、14,000円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。

７　注意事項

⑴　受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。

⑵　技能講習当日における遅刻および早退は認めない。

⑶　受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適

合実包（散弾銃は通称7.5号以下の散弾25個、ライフル銃等は10個、適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証）を持参すること。

⑷　射撃に関する講習に際しては、必要により散弾銃は25回以上、ライフル銃等は10回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。

⑸　各講習開催時期の情勢により中止し、または日時、場所もしくは受講定員を変更することがある。

別表

令和７年４月～６月　技能講習日程表

番号	日　　時	場　　所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	４月８日(火) 午前９時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	６人	３月25日(火)
2	４月８日(火) 午後１時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	３人	３月25日(火)
3	４月22日(火) 午前９時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	６人	４月８日(火)
4	４月22日(火) 午後１時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	３人	４月８日(火)
5	５月13日(火) 午前９時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	６人	４月28日(月)
6	５月13日(火) 午後１時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	３人	４月28日(月)
7	５月27日(火) 午前９時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	６人	５月13日(火)
8	５月27日(火) 午後１時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	３人	５月13日(火)
9	６月10日(火) 午前９時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	６人	５月27日(火)
10	６月10日(火) 午後１時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	３人	５月27日(火)
11	６月24日(火) 午前９時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	６人	６月10日(火)
12	６月24日(火) 午後１時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	３人	６月10日(火)

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第５条の５第１項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和７年２月14日

滋賀県公安委員会委員長　　髙　　橋　　啓　　子

１　受講対象者　滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第１号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第８号。以下「規則」という。）第７条第１項の散弾銃射撃講習（以下「技能講習」という。）を受けようとするもの

２　講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員　別表のとおり

３　技能講習科目および時間

⑴　猟銃の操作

ア　猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

イ　猟銃の点検

ウ　実包の装填および抜出しその他実包の取扱い

エ　射撃の姿勢および動作

⑵　猟銃の射撃　飛しょうする標的に対する射撃

⑶　技能講習の時間　おおむね３時間

４　技能講習修了証明書の交付　規則第６条、第７条および第９条に定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習修了証明書を交付する。

５　受講の申込み　受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署に所定の受講申込書１通を提出すること。

６　手数料　受講の申込みをするときに、14,000円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。

７　注意事項

⑴　受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。

⑵　技能講習当日における遅刻および早退は認めない。

⑶　受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包25個（通称7.5号以下の散弾に限る。また、適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証）を持参すること。

⑷　射撃に関する講習に際しては、必要により25回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。

⑸　各講習開催時期の情勢等により中止し、または日時、場所もしくは受講定員を変更することがある。

別表

令和７年４月～６月　技能講習日程表

番号	日　時	場　所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	４月10日（木） 午後１時	京都府宇治市西笠取引坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	３月27日（木）
2	５月８日（木） 午後１時	京都府宇治市西笠取引坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	４月24日（木）
3	６月12日（木） 午後１時	京都府宇治市西笠取引坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	５月29日（木）

収　用　委　員　会　訓　令

滋賀県収用委員会訓令第１号

滋賀県収用委員会運営規程（平成８年滋賀県収用委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

令和７年２月14日

滋賀県収用委員会会長　田　口　勝　之

第２条第２項中「指名推薦」を「指名推選」に改める。

第４条第50号中「第38条の２第２項」を「第38条の２第３項」に改め、同条第51号中「第38条の２第４項」を「第38条の２第５項」に改め、同条第53号中「（昭和37年法律第160号）第22条」を「（平成26年法律第68号）第29条」に改め、同条第54号中「第57条」を「第82条」に、「審査庁等」を「不服申立てをすべき行政庁等」に改め、同条第56号

中「滋賀県公文書の公開等に関する条例（昭和62年滋賀県条例第37号）」を「滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）」に改める。

第15条第２項および第16条第２項中「記名押印」を「署名」に改める。

付　則

この訓令は、令和７年２月14日から施行する。

企　業　庁　公　告

一般競争入札の公告

令和７年度における水道用薬品単価基本契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の６第１項の規定により公告する。

令和７年２月14日

滋賀県企業庁長　　藤　　原　　久 美 子

１　入札に付する事項

⑴　購入物品名および年間購入予定数量

水道用ポリ塩化アルミニウム（10%液）	1,275,000kg
水道用次亜塩素酸ナトリウム（12%液）	620,500kg
水道用液体苛性ソーダ（20%）	25,500kg
液化炭酸ガス（可搬式超低温液化ガス容器納入）	7,600kg
液化炭酸ガス（タンクローリーによる納入）	59,500kg
水道用粉末活性炭【超高性能】（袋入り）	38,600kg
水道用粉末活性炭【超高性能】（フレコンパック入り）	33,000kg
水道用粉末活性炭【ドライ炭】（粉粒体運搬車による納入）	8,200kg

なお、処理水量、水質等の変動により購入数量は変動するため、上記購入予定数量は、発注を担保するものではない。

⑵　購入物品の仕様等　入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

⑶　納入期限　令和７年４月１日(火)から令和８年３月31日(火)までのうち当庁が指定する期日

⑷　納入場所　入札説明書等による。

２　入札に参加する者に必要な資格　次に掲げる要件を全て満たす者であること。

⑴　施行令第167条の４に規定する者に該当しない者であること。

⑵　滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の２各号のいずれにも該当しない者であること。

⑶　滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

⑷　入札参加者に必要な資格等（令和６年滋賀県告示第22号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号　電話　077－528－4314

３　入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等　提出不要

４　入札執行の日時、場所等

⑴　契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問合せ先　滋賀県企業庁経営課　〒520－2401　野洲市吉川3382　電話　077－589－4608

⑵　契約条項を示す期間　令和７年２月14日(金)から令和７年３月27日(木)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の９時から17時まで（正午から13時までを除く。）

⑶　入札説明書等の交付方法　⑴に示す場所または郵送により交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧（物品・委託・役務）」からダウンロードすることができる。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

⑷　入札説明会の日時および場所　行わない。

⑸　入札書の提出期限　令和７年３月27日(木)12時

⑹　入札書の提出場所および提出方法　紙の入札書を、次に示す場所に、⑸の入札書提出期限までに郵送または持

参により提出するものとする。なお、入札書の封緘方法および入札書に記載する日付は入札説明書による。また、郵送により提出する場合は、書留郵便（一般書留または簡易書留）により期限までに必着させなければならない。

滋賀県企業庁経営課　〒520－2401　野洲市吉川3382

⑺　開札の日時および場所　令和７年３月27日(木)15時30分　滋賀県企業庁新管理本館１階小会議室　野洲市吉川3382

５　入札方法等

⑴　入札執行については、滋賀県公営企業会計規程（昭和47年滋賀県企業庁規程第10号）第99条および第109条において準用する滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成７年滋賀県規則第92号）の規定によるものとする。

⑵　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

６　保証金　入札保証金および契約保証金については、免除する。

７　契約書の作成の要否　要

８　同等品による入札　同等品による入札は認めない。

９　入札の無効　次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

⑴　滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

⑵　虚偽の申請等を行った者のした入札

10　落札者の決定方法　この公告に示した契約を履行することができると滋賀県企業庁が認めた入札参加者であって、滋賀県公営企業会計規程および滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

なお、落札者は、１⑴に示す購入物品ごとに決定する。

11　支払条件　単価契約により都度支払うものとする。前金払および部分払は行わない。

12　契約手続において使用する言語および通貨　日本語および日本国通貨

13　その他必要事項

⑴　入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県企業庁から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。

⑵　代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の委任状の提出方法ならびに入札書への記名および押印については入札説明書による。

⑶　開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者または失格となった者は、再度の入札に参加することができない。

⑷　落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

⑸　入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

⑹　その他　詳細は、入札説明書等による。

14　Summary

⑴　Nature and quantity of products to be purchased : chemical for water

⑵　Deadline for tender : 12 : 00, March 27th, 2025

⑶　For further information, contact : Management Division, Public Enterprise Agency, Shiga Prefectural Government, 3382, Yoshikawa, Yasu-shi, Shiga, 520－2401 Japan TEL 077－589－4608